

不登校支援に関する政策等伴走事業

令和 7 年度公募要領

0. はじめに

本事業は、公益財団法人日本財団（以下「日本財団」という）の令和 7 年度「公益・福祉募集」助成金を活用して、認定特定非営利活動法人カタリバ（以下「カタリバ」という）が実施するものです。

1. 背景

令和 6 年 10 月 31 日に文部科学省が公表した「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小・中学校の不登校児童生徒数は 11 年連続で増加し、過去最多となりました（34 万 6482 人）。不登校児童生徒の増加に対応すべく、平成 28 年には「教育機会確保法¹」が制定され、平成 29 年の小学校及び中学校の学習指導要領改訂では、初めて「不登校児童（生徒）への配慮」について記載がなされました。また、令和 5 年に文部科学省は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）²」等にて、一人一人にあった学びの場を提供することで子どもたちの「教育を受ける権利」を守る必要性を示し、その徹底等を図るため、「不登校の児童生徒等への支援の充実について」を通知しています。

一方、カタリバにおいては、COCOLO プランが通知される以前より、不登校の子どもたちの居場所づくりや教育支援センターの運営、オンライン不登校支援プログラムの開発、自治体との不登校政策に関わる包括的連携等、様々なアプローチで不登校支援の実践を積み重ねてきました。そこで今般、これまでカタリバに蓄積された不登校支援に関わる知見を活用し、COCOLO プランに示された「誰一人取り残されない学びの保障」の実現のための伴走支援を希望する地方公共団体（以下、「自治体」）を公募するものです。

2. カタリバが行う伴走事業の概要

2.1 目的

カタリバは、不登校児童生徒が「誰一人取り残されない学びの保障」の実現に向け、不登校支援に関する政策の立案・推進に取り組む自治体に対して伴走支援を実施します。

¹ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律：不登校などさまざまな理由で十分な義務教育を受けられなかった子どもたちに、教育機会を確保するための法律（平成 28 年公布）。

² 文部科学省が、不登校により学びにアクセスできない子どもをゼロにすることを目指して策定、令和 5 年に公表した文書で、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするなどが掲げられている。

参照：カタリバにおけるこれまでの不登校支援に関する事業一覧、関連リンク等

[おんせんキャンパス](#)（島根県雲南市）

[アダチベース](#)（東京都足立区）

[room-k](#)（オンライン）

加賀市教育委員会（石川県加賀市）

※カタリバは加賀市と不登校児童生徒への支援に関する連携協定を締結

2.2 本事業の内容

(1)カタリバが提供する支援内容

カタリバによる支援内容は、以下①～④の通りです。ただし、応募自治体が希望する支援の内容、課題感等や実現可能性等を踏まえ、本事業の対象に選定された場合は対象自治体と協議の上、支援範囲を決定するものとします。また、①～④以外の内容で支援を希望する場合は、その内容と希望理由を応募時に提出する「事業計画書」に明記してください。

①不登校支援に関する政策等の立案・指標導入の伴走

- ・政策等に関わる現状分析等に基づく、対象自治体の目指すべき将来像の設定や、目標の明確化の支援、政策のモニタリングの設計支援、関係者間の連携促進 等

（政策等の例）

- ・政策に関わる基本方針、実行計画等の策定・改訂等の支援
- ・不登校支援ガイドライン作成の支援

②学校内外の学びの場づくり促進の支援（校内支援、教育支援センター、フリースクール等）

- ・不登校児童生徒が利用しやすい学びの場の設置・改善、利用増加に向けた助言等を行います。また、設置・改善した場につながらない児童生徒に関わる取組について、対象自治体とともに検討します。

（「学びの場」の例）

- ・拠点型支援（校内：校内教育支援センター等）：相談支援、居場所支援、学習支援
- ・拠点型支援（校外：教育支援センター、フリースクール、夜間中学校等）：相談支援、居場所支援、学習支援
- ・訪問型支援：相談支援、学習支援
- ・オンライン支援：相談支援、居場所支援、学習支援

③行政による保護者向け施策の支援

- ・不登校児童生徒を養育する保護者に対して、対象自治体を実施する保護者会や保護者サロン等のサポートを行います。

(保護者向け施策の例)

- ・ 拠点支援：相談支援、ペアレントトレーニング
- ・ 訪問支援：相談支援
- ・ オンライン支援：相談支援
- ・ 講演会、行政（支援者）との対話の場の設定等（会場開催、オンライン開催）

④質の向上のための職員等研修の支援等

- ・ 不登校児童生徒をサポートする職員等研修を支援し、学びの場の質の向上を目指します。「フリースクール認証制度」や「不登校児童生徒の成績評価基準等の導入」、先進的な取組を導入したい場合には、すでにこれらを実施している自治体への視察を関係者と合同で行います。

(研修等の例)

- ・ 政策担当者の研修・情報共有：伴走支援による担当者の育成、②で推進を検討している施設見学（カタリバにおける不登校関連施設見学）、他の自治体との対話機会設定等
- ・ 児童生徒の学びや成長を後押しするための、個別の支援計画等の作成に対する支援（「特別の教育課程（一人一人）」等も含む。）
- ・ 連携体制の構築：支援者のコミュニティ・連携体制づくり

(2)支援期間

最大で約3年間（令和10年3月31日まで）

（対象自治体選定後、協定書を締結。協定の期間は選定後～令和8年3月31日、以降毎年度更新）

3.支援を希望する自治体による公募に関する事項

3.1 応募可能な自治体の要件

(1)規模

応募自治体は、人口20万人未満の市区町村であることとします。

(2)政策等の方向性

応募自治体における不登校支援に関する政策・施策が、以下に該当している必要があります。

- ・ 不登校児童生徒が「誰一人取り残されない学びの保障」の実現に向け、不登校支援に関する政策の立案・推進に取り組む自治体であること。
- ・ 本事業期間終了時に、事業開始前と比べて以下①～④の状態に近づくように、本事業に取り組む準備ができていること。また、本事業期間終了後も以下①～④を目指す取組を継続していく計画であること。

【目指す姿】

- ①すべての児童生徒が社会とつながりがある。
- ②学びたいと希望するすべての児童生徒が学べる環境が整備されている。
- ③希望するすべての児童生徒に対してつながりから学びへの移行を促す仕組みが整えられている。
- ④上記①～③を目指して施策を進めることを自治体内で合意している。

(3) 情報共有・効果検証等の実施

応募自治体は、本事業の対象に選定された場合、以下①～⑤に示す情報共有の取組、効果検証を実施することが必要です。

- ①対象自治体は、カタリバが伴走支援を行う際に必要な関係者等との関係構築に協力すること。
- ②対象自治体は、カタリバが伴走支援を行う際に必要な情報を提供すること。
- ③対象自治体は情報共有等を目的として、必要な会議・報告の場をもつこと。
 - ・カタリバ担当者との定期的な打ち合わせの実施
 - ・年度報告書、成果報告書の作成（各年度末）
 - ・本事業の成果報告会（各年度末）における事業報告の実施
- ④本事業期間中、対象自治体は(2)に示した「目指す姿」の①～③に対応する形で評価指標を設定し、継続的にモニタリングと報告を行うこと。
 - ・本事業期間終了後も継続的な活動およびその改善につなげるため、モニタリングの継続を推奨。
- ⑤アンケート調査等を実施し、本事業の効果検証に協力すること。（子どもの主体性・学びに向かう力に係るアンケートや学校内外の支援機関等への接続に関する調査を予定しています。具体的な実施については、対象自治体と協議の上、決定します。）

(4) 応募書類等の提出

「4.応募手続き」に記載した期限までに応募に必要な書類等を提出してください。

3.2 採択件数

応募自治体の中から、最大4自治体を選定します。

3.3 関連経費に関する留意事項

- ・本事業は、原則的に自治体に対する助成は行いませんが、伴走支援に必要となるカタリバ職員の人件費や交通費その他諸経費については、日本財団の助成により対象自治体側の費用負担は不要です。また、人材育成を目的に、カタリバ関連施設等の見学を希望する場合、交通費等も日本財団の助成によりカタリバが負担します。ただし、カタリバが提供する有償のサービスを利用する場合にはその費用は別途必要となります。
- ・カタリバは伴走支援を行うものであって、原則として、不登校支援施設等の事業主体となることは予定していません。

4.応募手続き

4.1 説明会の参加

本事業について、オンライン（zoom）での説明会を2回実施します。説明会に参加を希望する自治体は、所定の期日までに以下のリンクからお申し込みください。

応募予定者は原則として説明会に参加してください。ただし、説明会に参加しなかった場合も応募は可能です。

説明会応募フォーム：<https://forms.gle/mnBZKrzH8RtjMoqS7>



4.2 質問事項の提出

本事業の内容や公募手続き等について質問がある自治体は、「4.3 スケジュール」を確認の上、件名：「〇〇県〇〇市：不登校支援に関する政策等伴走事業に関する質問」として、電子メールにて質問を提出してください。

電子メール本文には、①質問したい事項の対象箇所（例：公募要領のページ数、項目番号等。記載がない事項については記入不要）、②質問内容、③質問者氏名、所属、連絡先を明記の上、「5.問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てに所定の期日までに送信してください。

4.3スケジュール

事項	日時
説明会①参加申し込み	令和7年6月2日（月）～令和7年6月12日（木）12:00
説明会①開催	令和7年6月13日（金）10:00～11:00
説明会②参加申し込み	令和7年6月2日（月）～令和7年7月2日（水）12:00
説明会②開催	令和7年7月3日（木）14:00～15:00
質問事項受付	令和7年6月2日（月）～令和7年7月18日（金）18:00 質問日より10営業日以内を目途に回答します。
応募書類提出	令和7年6月2日（月）～令和7年7月31日（木）18:00
審査結果通知	令和7年8月29日（金）（予定）

※応募書類受付後、応募内容について、カタリバから自治体にヒアリング等を行う場合があります。

4.4 提出書類

応募自治体は、事業計画書の応募様式を以下よりダウンロードし、作成してください。

なお、事業計画書のほか、必要に応じて関連資料等を添付することもできます。公開資料等、既存資料を適宜活用して構いませんが、当該資料のどの要素が事業に関連するか明記してください。

▼事業計画書フォーマット

<https://www.katariba.or.jp/wp-content/uploads/2025/05/efd79fdf2622d71edf8c99a24b138306.docx>

4.5 提出方法

- ・提出書類（事業計画書及び補足説明資料）は、「5. 問い合わせ先」に記載されたメールアドレスにメール添付にてご提出ください。
- ・送信メール件名は「【団体の名称（例:〇〇県〇〇市）】事業計画書」としてください。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負いません。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信します。送信後、3営業日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、「5.問い合わせ先」に照会してください。

4.6 審査基準

選定に当たっては、主に以下①～④に基づき、総合的に評価を行います。なお、以下に挙げた項目に該当しない取組を行っている場合、選定の追加資料として提出することもできます。

①不登校政策等の目的

- ・事業計画書の内容が本事業の趣旨・目的・内容に合致しているか。

②推進方法

- ・事業計画書に不登校政策等の目的を達成する計画・方針等が示されているか。
- ・短期的な成果にとどまらず、長期的な持続性が見込まれる内容となっているか。
- ・地域の特徴や課題を明確にした上で、不登校支援における政策等が課題の解決のための手段として適当なものとなっているか。
- ・カタリバに伴走支援を期待する事項が記載されており、政策と一体となり取り組む内容となっているか。

③推進体制

- ・実施タスクやスケジュールが明確になっているか。
- ・推進に必要な人員や推進体制、その役割分担が明確になっているか。
- ・本事業実施前に関係者と十分な合意形成が行われているか。もしくは、その準備がされている

か。

④その他

- ・ その他特筆すべき提案があるか。

4.7 選定結果の通知

選定終了後、30 日以内にすべての応募自治体に選定結果を通知します。なお、選定結果の通知に併せ、選定された応募自治体に対し、審査意見を踏まえた計画の見直し等を要望する場合があります。

5.問い合わせ先

認定特定非営利活動法人カタリバ

担当者： 渡邊、寺島、山本、河原、山崎

メールアドレス： kb-f.policy@katariba.net